

福島復興・再生に向けた体制の強化

— 福島・東京 2 本体制の構築と福島復興再生特別措置法の改正 —

内閣委員会調査室 柳瀬 翔央

1. はじめに

福島¹は東日本大震災による地震及び津波の被害のみならず、東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故による原子力災害という深刻かつ多大な被害を受け、復興・再生に向けて極めて困難な状況下に置かれることとなった。

東日本大震災からの復興を推進するための「東日本大震災復興特別区域法」（平成 23 年法律第 122 号）に加えて、原子力災害からの福島の復興・再生を推進するための「福島復興再生特別措置法」（平成 24 年法律第 25 号。以下「福島特措法」という。）が制定され、「復興庁設置法」（平成 23 年法律第 125 号）に基づき平成 24 年 2 月 10 日に設置された復興庁が司令塔となって福島の復興・再生は進められている²。

また、政権交代を経て 12 月 26 日に発足した第二次安倍内閣において、平成 25 年 2 月 1 日に設置された福島復興再生総局等によるいわゆる「福島・東京 2 本体制」が構築されるとともに、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案」が 4 月 26 日の参議院本会議において全会一致で可決・成立し、福島の復興・再生に向けた体制の強化が図られている。

本稿では、福島・東京 2 本体制の構築と、福島特措法の改正について、それぞれの経緯、概要及び国会における主な論議を紹介する。

2. 福島・東京 2 本体制の構築

（1）経緯

原子力災害による被害を受けた福島には、福島第一原発から放出された放射性物質による汚染という、他の東日本大震災の被災地とは異なる特殊な事情が存在している。すなわち、復興の前提として放射性物質で汚染された廃棄物の処理や土地等の除染が不可欠であり、また、放射性物質の積算線量に応じて設定された避難指示区域に係る対応等が必要である。このため、福島には福島復興局（復興庁所管）³のほかに、除染等を担う福島環境再生事務所（環境省所管）⁴や、避難指示区域の運用・見直し等を担う原子力災害現地対策本部（内閣府所管）⁵が置かれているが、かねてより縦割り行政による復興の遅れが指摘されていた⁶。

平成 25 年 1 月 10 日に開催された復興推進会議において、安倍内閣総理大臣から、①復興庁が司令塔機能を発揮できるよう、体制や取組を厳しく検証し、現場主義に徹した見直しを行うこと、②復興や除染等が縦割りで動いている福島の現状を打破するため、福島原発事故再生総括担当である復興大臣の指揮の下、関係省庁の力を結集する体制を整備する

こと、③福島復興の総括的な企画推進について、現地で復興庁幹部を含めた意思決定ができるよう、東京本社かつ福島本社という2本社体制を整備することの指示が出され、根本復興大臣が中心となり具体化に向けて早急に取りまとめることとされた。

1月29日に開催された復興推進会議において、総理の指示を踏まえた復興加速への当面の取組等について根本復興大臣より報告がなされた。その中で、福島対応体制の抜本強化についての議題において福島・東京2本社体制の概要が説明され、2月1日に福島復興再生総局及び福島復興再生総括本部を設置することが決定された。

以上の経緯により、福島・東京2本社体制が構築されることとなった。

(2) 福島・東京2本社体制の概要

復興推進会議における配付資料「福島対応体制の抜本強化について」及び根本復興大臣の説明⁷によると、福島・東京2本社体制の概要は次のとおりである。

ア 福島における体制の強化

(ア) 福島復興再生総局の設置

福島復興再生総局は、復興大臣を総局の長とし、復興副大臣、復興大臣政務官、原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣）及び環境副大臣を構成員とする組織である。その下に、事務局として、内閣官房参与（事務局長）のほか、復興庁事務次官、復興庁統括官、福島復興局長、原子力災害現地対策本部副本部長、福島環境再生事務所長等を配置する。

復興、除染及び避難指示区域の運用・見直し等を担う3つの行政機関を復興大臣の下に一元化することにより、復興大臣自らが機動的に統括、指揮することが可能となるとされる。

(イ) 復興庁幹部職員等の福島常駐

内閣官房参与、復興庁事務次官、復興庁統括官等復興庁の幹部職員を福島復興再生総局事務局に常駐させることで、現地での意思決定の迅速化が図られるとされる。

(ウ) 現地組織の一体運用

福島復興局、福島環境再生事務所及び原子力災害現地対策本部の関係職員を集めて駐在させることで、現地組織の一体運用が可能となるとされる。

イ 東京における体制の強化

(ア) 福島復興再生総括本部の設置

福島復興再生総括本部は、復興大臣を本部長、関係省庁の局長クラスを本部員として復興庁に設置される組織である。関係省庁の局長クラスを復興庁に併任をかけ、復興大臣が直接指揮することで、福島の復興・再生に向けた政府中枢機能の強化が図られるとされる。

(イ) 事務対応体制の強化

福島担当統括官の新設及び原子力被災者生活支援チーム⁸の事務所を経済産業省内から復興庁内に移すことで、福島に係る事務対応体制の強化が図られるとされる。

(3) 国会における主な論議

ア 法的位置付けのない福島復興再生総局の実効性

福島復興再生総局は、復興推進会議の決定により設置されており、法律に基づく機関ではない。福島復興局、福島環境再生事務所及び原子力災害現地対策本部の3機関はいずれも法律に基づき設置されているが、福島復興再生総局が実際に統括、指揮することができるのか、また、役割分担や命令系統が複雑化するおそれがないかといった、法的位置付けがないことによる懸念が示された。

これに対し、安倍内閣総理大臣は、「福島への対応を抜本強化するため、福島における3機関を束ねる体制として、福島復興再生総局を早急に整備した。3機関が各々の責任を果たすとともに、復興大臣が統括、指揮することにより、縦割りを打破し、一体として運用できる」旨の答弁をしている⁹。また、根本復興大臣は、「福島復興再生総局は、総局長として復興大臣、事務局長として復興庁の幹部職員がおり、その下に事務局職員として3機関の職員を併任させることから、指揮命令系統が機能する体制である」旨の答弁をしている¹⁰。

イ 福島復興再生総局と福島復興再生総括本部の役割分担

福島と東京に、それぞれ復興大臣が長となる福島復興再生総局と福島復興再生総括本部が設置されることから、相互の役割分担について質された。

これに対し、安倍内閣総理大臣は、「福島の復興については現場主義を徹底し、現地で即断即決できるよう福島に福島復興再生総局を設置した。他方で、現地では解決できない制度の設計、改正等が必要な課題の調整等を東京の福島復興再生総括本部が行い、福島復興再生総局をバックアップする」旨の答弁をしている¹¹。

ウ 復興大臣の除染に対する関与の在り方

環境大臣の下で除染を担う福島環境再生事務所を、福島復興再生総局の下に一体として運用することから、復興大臣が除染についてどのように関与するのか質された。

根本復興大臣は、「除染の加速化は、避難住民の早期帰還とともに、住民が安心して暮らすために必要不可欠であり、関係省庁が総力を挙げて総合的に取り組む必要がある。復興大臣として、除染全体の企画を推進するという観点から、除染について強力に取り組む」旨の答弁をしている¹²。

なお、平成25年1月11日に根本復興大臣及び石原環境大臣の下に「除染・復興加速のためのタスクフォース」が設置され、除染の加速と復興の推進を一体的に進めるための取組がなされているところである。

3. 福島復興再生特別措置法の改正

(1) 経緯

平成24年3月31日に福島特措法が公布・施行されて間もなく避難指示区域の見直しが始められ、新たな避難指示区域に応じて必要となった措置を実施するための法改正が求められることとなる。そこで、避難指示を巡る経緯とともに、福島特措法の改正を巡る経緯を概観する。

ア 避難指示を巡る経緯

福島第一原発の事故の発生を受け、福島県内の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村）がこれまでに避難指示の対象となり、多くの住民が現在もなお避難を余儀なくされている¹³。

東日本大震災が発生した平成23年3月11日、原子力緊急事態宣言が発せられるとともに、福島第一原発から半径3km圏内の住民に避難指示が、半径3kmから10km圏内に屋内退避指示が出された。そして、3月12日に半径20km圏内に避難指示が、3月15日には半径20kmから30km圏内に屋内退避指示が出された。

その後、4月22日には半径20km圏内が「警戒区域」（原則として立入りが禁止される区域）に設定された¹⁴。また同日、飯館村の全域、川俣町の一部、半径20km圏内を除く浪江町と葛尾村の全域、南相馬市の一部が「計画的避難区域」（事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれがあるため、住民等におおむね1箇月を目途に別の場所に計画的に避難を求める区域）に設定されるとともに、半径20kmから30km圏内のうち計画的避難区域でない地域が「緊急時避難準備区域」（緊急時に屋内退避や避難ができるよう準備しておくことが求められる区域。9月30日に一括して解除されている。）に設定された¹⁵。

12月16日、原子力災害対策本部により、原子炉が安定状態を達成し、東京電力福島第一原子力発電所の事故そのものは収束に至ったことが確認された旨が発表され¹⁶、これを受けて12月26日に、新たな避難指示区域（避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域）の設定を目指すことが発表された¹⁷。

図表1 新たな避難指示区域の概要

	基本的考え方	区域の運用
避難指示解除準備区域	年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域	① 主要道路における通過交通、住民の一時帰宅（ただし、宿泊は禁止）、公益目的の立入りなどを柔軟に認める。 ② ア）製造業等の事業再開（病院、福祉施設、店舗等居住者を対象とした事業については再開の準備に限る）、イ）営農の再開（稲の作付け制限及び除染の状況を踏まえて対応）、ウ）これらに付随する保守修繕、運送業務などを柔軟に認める。 ③ 一時的な立入りの際には、スクリーニングや線量管理など放射線リスクに由来する防護措置を原則不要とする。
居住制限区域	年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域	① 基本的に計画的避難区域と同様の運用を行う。 ② 住民の一時帰宅（ただし、宿泊は禁止）、通過交通、公益目的の立入り（インフラ復旧、防災目的など）などを認める。
帰還困難区域	5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域	① 区域境界において、バリケードなど物理的防護措置を実施し、住民に対して避難の徹底を求める。 ② 可能な限り住民の意向に配慮した形で住民の一時立入りを実施する。その際、スクリーニングを確実に実施し個人線量管理や防護装備の着用を徹底する。

（出所）「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日原子力災害対策本部決定）より作成

平成 24 年 3 月 30 日、原子力災害対策本部により、4 月 1 日に川内村と田村市について、4 月 16 日に南相馬市について、警戒区域及び避難指示区域の見直しを行うこと、更に他の町村についても早期に関係者の合意を得ることを目指すことが決定された¹⁸。以降、平成 24 年以内に飯館村、楡葉町及び大熊町について、平成 25 年 3 月に葛尾村、4 月に富岡町及び浪江町について、順次区域見直しが行われた。そして、5 月 7 日に開催された原子力災害対策本部において、5 月 28 日に双葉町の区域見直しを行うことが決定され¹⁹、これにより全ての警戒区域が解除されることとなった。残す川俣町も遅滞なく、今春を目途に区域見直しを行う予定とされている²⁰。

図表 2 避難指示区域の概念図（平成 25 年 5 月 7 日現在）



(出所) 原子力災害対策本部（平成 25 年 5 月 7 日）配付資料

イ 福島復興再生特別措置法の改正を巡る経緯

(ア) 長期避難者の生活拠点の形成に係る取組

避難指示区域の見直し等が進む中、長期にわたり避難を余儀なくされる避難者の生活拠点の形成に係る問題が顕在化した。いわゆる「仮の町」構想や「町外コミュニティ」構想として、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町の 4 町が検討を進めていたが、受入先となる自治体において生じる負担等が懸念され、調整が難航していた²¹。

政府は、福島特措法に基づき平成 24 年 7 月 13 日に閣議決定した「福島復興再生基

本方針」において、町外コミュニティの形成について、4町、福島県及び受入先となる自治体との間で円滑に進められるよう、国は、適切かつ丁寧に対応するとともに、その結果を尊重して、必要な措置を講ずることとした。また、9月4日に復興庁が発表した「原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針（グランドデザイン）」においても、生活拠点の確保・整備のために、福島県や避難自治体と調整・連携し、受入先となる自治体に対しても、協力依頼や財政面等の支援を行うことが明記された。

平成24年9月22日には、「長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会」が開催された。同協議会は、復興大臣、福島県知事、避難元自治体（前記の12市町村）の首長及び受入自治体（避難元自治体からの避難者を受け入れている市町村）²²の首長等により構成されるもので、受入自治体ごとに個別協議を随時実施し、具体の検討を進める考えが示されている。

平成25年1月10日に開催された復興推進会議において、安倍内閣総理大臣から、長期避難者の生活拠点の確保のための対策を早期に講じることとの指示が出され、平成25年復興特別会計予算に「長期避難者生活拠点形成交付金」503億円が計上された。同交付金は、平成24年度補正予算・平成25年度予算における「福島ふるさと復活プロジェクト」の中に位置付けられ、長期避難者を受け入れている市町村において、災害公営住宅の整備を中心に基盤整備等を推進するとともに、避難者支援のためのソフト対策を一体的に実施し、長期避難者の生活拠点の形成を促進するものとされる。

(イ) 避難対象区域への帰還の促進に向けた取組

避難指示区域の見直しにより、避難指示解除準備区域については、当面の間は引き続き避難指示が継続されることとなるが、除染、インフラ復旧、雇用対策等の復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指すことが示され、また居住制限区域においても、将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧等を計画的に実施することとされ、避難指示の対象とされた区域への帰還に向けた取組が一層進められることとなった。

福島復興再生基本方針においては、将来的な住民の帰還を目指す区域の復興及び再生に当たっては、市町村ごとに帰還時期の目標設定について協議を行うとともに、帰還に向けて、雇用確保、産業振興、インフラ等の復旧、生活環境の整備等と、除染、長期避難者の支援、賠償等を、福島県及び関係市町村の意向を十分に踏まえつつ、一体的に進める必要があり、福島特措法に基づく避難解除等区域復興再生計画²³に基づいてこれらの取組を進めることとした。

平成25年1月10日の復興推進会議において安倍内閣総理大臣から、早期帰還、定住に向けたプランを作成することとの指示が出され、1月29日の復興推進会議において、プランの作成については福島復興再生総括本部において検討を進めることとされた²⁴。2月15日の福島復興再生総括本部における議論を経て、3月7日の復興推進会議において、根本復興大臣より「早期帰還・定住プラン」が報告された。同プランは、国は避難指示解除を待つことなく、前面に立って必要な施策を実行し、帰還を望む住

民の一日も早い帰還、定住の実現を目的とするもので、住民帰還に向けた取組として、福島特措法を改正し、広域インフラ施設等住民帰還のために必要となる施設の再稼働や整備について、居住制限区域や帰還困難区域においても国の対応が可能となるよう措置することや、産業の振興・雇用の確保のための取組として、福島特措法を改正し、既存の企業のみならず新たに避難指示解除準備区域等に進出する企業に対しても、税制優遇措置を講ずること等を明記している。

なお、税制優遇措置に関しては、平成25年度税制改正大綱において、避難解除区域等における特例措置の新規事業者への適用及び避難解除区域に係る特例の避難指示解除準備区域への拡大が記載され、3月29日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」第9条の「東日本大震災の被災者に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（震災特例法）の改正により定められている。

(ウ) 福島復興再生特別措置法改正案の成立

以上の予算措置や税制優遇措置の実施等を法律上手当する必要があることから、政府は、2月17日に開催された「原子力災害からの福島復興再生協議会」等における福島県側の出席者への説明を経て、3月8日に「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。

同法律案は、4月2日に衆議院東日本大震災復興特別委員会で趣旨説明を聴取した後、4月3日に質疑、採決の結果、全会一致をもって可決され、4月4日の衆議院本会議においても全会一致をもって可決、参議院に送付された。参議院においては、4月19日の本会議で趣旨説明及び質疑が行われた。4月25日の東日本大震災復興特別委員会で趣旨説明、質疑を行った後、生活の党より、課税の特例等の対象となる企業立地促進区域の対象区域の限定等を内容とする修正案が提出されたが、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決、原案は全会一致をもって可決された。翌4月26日の本会議においても全会一致をもって可決され、成立した。

(2) 改正の概要

ア 生活拠点形成事業計画及びこれに基づく措置

長期避難者の生活の拠点を形成するため、福島県等による公営住宅の整備を始めとする必要なインフラ整備と、生活環境改善やコミュニティ維持のためのソフト事業を一体として財政的に支援するための生活拠点形成交付金制度が創設された。制度の概要は次のとおりである。

- ・福島県知事及び避難先市町村の長（避難元市町村等が事業を実施しようとする場合は、福島県知事、避難先市町村の長及び避難元市町村等の長）は、共同して、避難先市町村の区域内における公営住宅の整備その他の居住制限者の生活の拠点を形成する事業に関する生活拠点形成事業計画を作成することができる。
- ・福島県、避難先市町村又は避難元市町村等は、生活拠点形成交付金を充てて生活拠点形成事業計画に基づく事業又は事務を実施しようとするときは、当該生活拠点形成事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。国は、当該生活拠点形成事

業計画に係る公営住宅の整備等に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、生活拠点形成交付金を交付することができる。

イ 国による公共事業の代行及び生活環境整備事業の対象区域の拡充

避難解除等区域復興再生計画に基づき、国は公共事業の代行（①土地改良事業、②漁港漁場整備事業に関する工事、③砂防工事、④港湾施設の建設・改良、⑤都道府県道又は市町村道の新設・改築、⑥海岸保全施設の新設・改良、⑦地すべり防止工事、⑧一級河川、二級河川又は準用河川の改良工事、⑨急傾斜地崩壊防止工事）²⁵及び生活環境整備事業（公共施設の清掃等）²⁶を実施することができる。その対象区域について、改正前は避難解除区域及び避難指示解除準備区域のみであったが、改正により、現に避難指示（警戒区域の設定の指示を除く。）の対象となっている区域、すなわち居住制限区域や帰還困難区域等にも拡大する。これにより、当該区域において、広域インフラ施設の機能回復等、住民の帰還等に向けて必要な事業が実施可能となる。

ウ 課税の特例による企業立地の更なる促進

避難解除区域等において、既存事業者の帰還の促進を図るとともに、既に当該区域に帰還している既存事業者²⁷への支援や、新たな事業者の新規立地を促進するため、以下のとおり、課税の特例措置を講ずる。

（ア）既存事業者に対する課税の特例

東日本大震災の発生時に避難対象区域内に所在していたことについて福島県知事の確認を受けた事業者（既存事業者）は、改正前は避難解除区域で事業再開する場合のみ課税の特例の適用を受けられたが、改正により、避難指示解除準備区域及び居住制限区域で事業再開する場合においても、課税の特例の適用を受けられる。

（イ）新規立地事業者に対する課税の特例

改正前は既存事業者のみ課税の特例の適用を受けられたが、改正により、新規立地事業者も、課税の特例の適用を受けられる制度が設けられた。制度の概要は次のとおりである。

- ・福島県知事は、避難解除等区域復興再生計画に即して、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進するため、企業立地促進区域、企業の立地を促進するために実施しようとする措置の内容等を記載した企業立地促進計画を作成することができ、当該企業立地促進計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- ・企業立地促進区域内において避難解除等区域復興再生推進事業を実施する事業者は、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画を作成し、福島県知事の認定を申請することができ、福島県知事による認定を受けた場合、課税の特例の適用を受けられる。

（３）国会における主な論議

ア 長期避難者の生活拠点の形成関係

生活拠点形成交付金制度の対象事業について問われた根本復興大臣は、「災害公営住宅

の整備を基本とし、それに伴い必要となるインフラ整備を関連基盤整備事業として選択的に実施できる。具体的には、道路、教育・保育施設、公園、市民農園及び介護施設の整備事業等を対象として想定している。病院に関しては、自治体を支援する既存の補助事業がないため対象としていないが、厚生労働省の地域医療再生基金²⁸を活用して、必要な施設整備等に対応される」旨の答弁をしている²⁹。

また、生活拠点形成交付金制度は、将来的な帰還を円滑に進めるため、コミュニティを維持しつつ、長期にわたる避難生活を安定させることを目的としているが、避難指示が長引き生活拠点が恒久化することで、かえって帰還の妨げとならないかという懸念が示された。

これについて根本復興大臣は、「避難指示が解除された際に帰還するか否かの判断は住民自らの意思で行われるものであるが、長期避難者のための生活の整備は帰還を待ち望む避難元自治体や住民の意向に沿って進められるものであり、住民の帰還に資するものである」旨の答弁をしている³⁰。

イ 国による公共事業の代行及び生活環境整備事業関係

事業の対象区域を居住制限区域及び帰還困難区域等に拡充するに当たり、当該区域における作業の安全性をどのように確保するのかについて質された。政府参考人は、「まず先行的に作業を行う施設の除染を行うことでその施設の放射線量を下げる。その上で、厚生労働省令により定められる除染電離則³¹及びそれを実施するガイドラインに従い、作業員の安全を確保しつつ作業を進める」旨の答弁をしている³²。

また、根本復興大臣は、想定している生活環境整備事業の一例として、居住制限区域における、し尿処理施設の清掃事業を挙げている³³。

ウ 課税の特例による企業立地の更なる促進関係

企業立地の促進のため課税の特例の対象範囲が、避難指示が出されている避難指示解除準備区域及び居住制限区域に拡充することについて、放射線による低線量被ばくによる健康面への影響に関する科学的根拠が確立されていないという観点から疑問視する意見が示された。

これに対し、政府参考人は、「居住制限区域における事業活動は、市町村が国に確認した上で例外的に許可することになっている³⁴。その条件は、事業所付近の年間積算線量が20ミリシーベルトを大きく超えないこと、優先的に除染を行うこと、屋内での作業を基本にすること、従業員の線量管理を徹底すること等であり、一般の事業者を危険にさらすことにはならない」旨の答弁をしている³⁵。また、根本復興大臣は、「福島県の自治体や住民の要望を踏まえ、課税の特例措置や国による公共事業の代行及び生活環境整備事業の対象区域を拡大した。今後、インフラの復旧作業を行うに当たり必要となるガソリンスタンドの不足を補う必要がある」旨の答弁をしている³⁶。

4. おわりに

安倍内閣総理大臣は、東日本大震災からの復興を内閣の最重要課題の一つとして位置付け、閣僚全員が復興大臣であるとの認識の下、新しい東北の創造に向けて、全力で取り組

んでいくとの決意を示している³⁷。

東日本大震災から2年2か月が経過しても、依然として除染やインフラ復旧が進まない市町村が多く³⁸、福島復興・再生に向けた足取りは重いと言わざるを得ない。それでも、平成24年4月から始まった避難指示区域の見直しの完了が目前に迫る中、福島・東京2本社体制が構築されるとともに福島特措法が改正されたことで、福島の復興・再生に向けた体制は強化され、復興・再生の一層の加速が期待される。

福島・東京2本社体制については、構築されて3か月が経過した。福島県の市町村からは、福島復興再生総局におけるニーズへの対応の迅速化やきめ細かい要望の聴取等について一定の評価を与える声がある一方、統合効果の一段の発揮を求める声もある³⁹。福島復興再生総局は、法律に位置付けることなく現行の枠組みの下で早急に整備されたものであるが、法的位置付けの必要性を含め、更に福島の復興・再生に資するものとなるよう検証する必要がある。

最後に、平成25年5月7日に復興庁が公表した、「平成24年度原子力被災自治体における住民意向調査結果報告書」⁴⁰の内容を一部紹介する。報告書によると、帰還の意向については、調査を行った8市町村全てにおいて高齢者ほど帰還意向が高く、若年者ほど帰還意向が低い傾向がみられ、また各年代とも概ね2割から5割程度の住民が、現時点で判断ができない旨の回答をしている。そして、帰還を判断できないとの回答者が帰還を判断するために必要な情報・条件として、「放射線量の低下の目途」や「社会基盤の復旧の目途」等の項目が上位に挙げられている。この調査結果からも、被災者が将来の展望を描けるよう、国は速やかに必要な環境整備に努めるとともに、帰還する、しないに関わらず被災者のニーズに応じたきめ細かな支援が必要であることは明白である。

一日でも早い福島の復興・再生に向けて、今後も被災者や被災自治体の意向を丁寧に酌み取りつつ、山積する諸課題を解決するために必要な施策を迅速かつ確実に実施していくことが、国に求められている。

(やなせ しょお)

¹ 福島復興再生特別措置法第4条第1項において、福島とは福島県の区域を指す。

² 櫻井敏雄・政木広行・柳瀬翔央「復興推進体制の整備－復興特区法、復興庁設置法、福島特措法－」『立法と調査』329号(平24.6)参照。

³ 福島復興局は、復興庁設置法第17条に基づき、平成24年2月10日に設置された。

⁴ 福島環境再生事務所は、福島県等における除染を推進し、環境を再生するための拠点として、平成24年1月4日付けで開所した。環境省の地方支分部局である東北地方環境事務所の管内の事務所である。

⁵ 原子力災害現地対策本部は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第17条第8項に基づき、平成23年3月11日から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間、福島県原子力災害対策センター(いわゆるオフサイトセンター)に設置された。なお、平成23年3月15日からは福島県庁に移動されている。

⁶ 『日本経済新聞』(平24.5.10)、『読売新聞』(平24.8.10)等

⁷ 『復興推進会議(第6回)議事録』(平25.1.29)

⁸ 原子力被災者生活支援チームは、原子力災害対策本部長決定(平成23年3月29日)に基づき、原子力災害対策本部の下に設置される、避難指示区域の運用・見直し等を担う組織である。

⁹ 第183回国会参議院本会議録第10号21頁(平25.3.6)

¹⁰ 第183回国会参議院予算委員会会議録第4号11頁(平25.2.20)

- ¹¹ 第 183 回国会参議院本会議録第 5 号 13 頁 (平 25. 2. 6)
- ¹² 第 183 回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第 3 号 12 頁 (平 25. 3. 25)
- ¹³ 平成 25 年 2 月 20 日時点で、避難指示区域等からの避難者数は約 10.7 万人である (『復興の現状と取組』(平 25. 4. 25) (復興庁))。なお、福島県全体の避難者数は、約 15.3 万人である (『平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報 (第 946 報)』(平 25. 5. 17) (福島県))。
- ¹⁴ 『警戒区域の設定について』(平 23. 4. 21) (原子力災害対策本部)
- ¹⁵ 『「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」の設定について』(平 23. 4. 22) (原子力被災者生活支援チーム)
- ¹⁶ 『東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ 2 完了報告書』(平 23. 12. 16) (原子力災害対策本部、政府・東京電力統合対策室)
- ¹⁷ 『ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について』(平 23. 12. 26) (原子力災害対策本部)
- ¹⁸ 『警戒区域、避難指示区域等の見直しについて』(平 24. 3. 30) (原子力災害対策本部)
- ¹⁹ 『双葉町における避難指示区域及び警戒区域の見直しについて』(平 25. 5. 7) (原子力災害対策本部)
- ²⁰ 『避難指示区域の見直しの経緯と現状について』(平 25. 3. 7) (原子力災害対策本部)
- ²¹ 『読売新聞』(平 24. 4. 21)、『日本経済新聞』(平 24. 5. 22)、『東京新聞』(平 24. 9. 1) 等
- ²² 受入自治体として、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、二本松市等が候補に挙がっている。
- ²³ 避難解除等区域復興再生計画は、平成 25 年 3 月 19 日に閣議決定されている。
- ²⁴ 『早期帰還・定住に向けたプランの策定に向けて』(平 25. 1. 29) (復興庁)
- ²⁵ 福島特措法第 8 条第 1 項から第 6 項まで及び第 9 条から第 16 条までの規定 (国による公共事業の代行に係る規定) は、公布の日 (平成 24 年 3 月 31 日) から起算して 1 年 3 か月を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとされているが、平成 25 年 5 月 10 日現在、未施行である。
- ²⁶ 生活環境整備事業については、平成 24 年度東日本大震災復興特別会計予算に 42 億円、平成 25 年度東日本大震災復興特別会計予算に 23.5 億円が計上されている。
- ²⁷ 平成 25 年 1 月 7 日現在、避難指示解除準備区域では 66 事業所、居住制限区域では 18 事業所が既に業務を再開している。なお、東日本大震災以前には、これらの地域には約 1,300 の事業所があったとされる (『日本経済新聞』(平 25. 3. 11))。
- ²⁸ 厚生労働省は、地域医療再生基金として、平成 24 年度予備費において、岩手県、宮城県、福島県、茨城県を対象に 380 億円、平成 24 年度補正予算において、全都道府県を対象に 500 億円を計上している。
- ²⁹ 第 183 回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第 5 号 23 頁 (平 25. 4. 3)
- ³⁰ 第 183 回国会参議院本会議録第 15 号 (平 25. 4. 19)
- ³¹ 「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成 23 年厚生労働省令第 152 号)
- ³² 第 183 回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第 5 号 10 頁 (平 25. 4. 3)
- ³³ 第 183 回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第 5 号 10 頁 (平 25. 4. 3)
- ³⁴ 『居住制限区域における例外的な事業継続・再開の運用について』(平 24. 6. 18) (原子力被災者生活支援チーム、原子力災害現地対策本部) に沿って、既に居住制限区域における事業活動は再開されている (前掲注 27 参照)。
- ³⁵ 第 183 回国会参議院東日本大震災復興特別委員会議録第 4 号 6 頁 (平 25. 4. 25)
- ³⁶ 第 183 回国会参議院東日本大震災復興特別委員会議録第 4 号 10~11 頁 (平 25. 4. 25)
- ³⁷ 第 183 回国会衆議院本会議録第 5 号 9 頁 (平 25. 2. 5)
- ³⁸ 『福島民報』(平 25. 5. 11)
- ³⁹ 『日本経済新聞』電子版 (平 25. 5. 1)
- ⁴⁰ 住民意向調査は、原子力災害による避難者の避難期間中の生活環境の改善や帰還に向けた諸施策の適切な実施及び長期避難者に対する支援策等の具体化等を進めるための基礎情報を収集することを目的に、復興庁、福島県及び調査を希望した 8 市町村の共同により、平成 24 年 8 月から平成 25 年 1 月にかけて、実施されたものである。